

土 総 第 8 6 9 号
平成30年 3月16日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部土木部長
(建設産業対策室)



施工体制台帳等による下請負人の通知について (通知)

建設工事における元請・下請関係の合理化及び適正な施工を確保する観点から、平成13年9月27日付け管発第304号の土木部長通知により、すべての建設工事の請負者について、下請負人通知書の提出を求めています。

一方で、平成26年の建設業法改正を受け、公共工事においては平成27年4月1日より、すべての下請契約締結の際に施工体制台帳等の提出が義務化されました。

これら下請負人通知書及び施工体制台帳等の内容が酷似していることから、現在実施している下請負人通知制度について、下記により取扱うこととしましたので、貴会におかれましては会員の方々に周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知に伴い、平成13年9月27日付け管発第304号土木部長通知「下請負人通知制度について (通知)」は平成30年4月1日に廃止します。

記

1. 受注者はすべての下請契約締結の際に、施工体制台帳、再下請負通知書、施工体系図（以下、施工体制台帳等）を発注者に提出すること。
2. 受注者は下記のいずれかの事由が生じた日から7日以内に、施工体制台帳等を現場代理人の押印がある工事打合簿に添書して、発注者に提出すること。
 - (1) 下請負契約を締結したとき
 - (2) 施工体制台帳等の記載事項に変更があったとき
3. 受注者は下請負契約を締結しないことを決定したときは、その旨を工事打合簿に記載し、発注者に提出すること。
4. 施工体制台帳等提出時は下記を必須書類とし、その他については必要に応じて発注者は受注者に提出を求めることができる。
 - (1) 施工体制台帳
 - (2) 再下請負通知書（二次下請以降の契約がある場合に限る）
 - (3) 施工体系図
 - (4) 契約書又は注文書・請書等（写し）
 - (5) 下請業者における主任技術者の直接的な雇用関係確認書類（健康保険証等）

- (6) 下請業者における主任技術者の資格証または実務経験証明書（写し）
 - (7) 県外下請負人の使用について（下請業者が県外業者の場合に限る）
5. 発注者は建設工事に該当しない委託業務（ガードマン、ダンプトラックによる残土排出等）も施工体制台帳等の提出を受注者に求めるが、前項（1）～（3）の提出のみ求めることとし、また、記載箇所を限定することとする。（別添様式例参考）
 6. 上記に伴い、施工体制台帳等の様式例を改正する。（別添様式例参照）
 7. 発注者は受注者に対して下請負人通知書の提出を求めないこととする。
 8. この取扱いは、平成30年4月1日以降に入札公告及び指名通知をした工事に適用する。

以上

《参考》

施工体制台帳 様式例 1-1

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 _____ 号 知事 一般	年 月 日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所	〒 _____		
工期	自 至	年 月 日	年 月 日

契約営業所	区分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

※健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	
----------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
------	--	------------	--

現場代理人名		権限及び意見申出方法	
--------	--	------------	--

監理技術者名	専任 非専任	資格内容	
--------	-----------	------	--

※専門技術者名	専任 非専任	※専門技術者名	
---------	-----------	---------	--

		資格内容	
		担当工事内容	

※外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	※外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
---------------------	-----	---------------------	-----

《参考》

施工体制台帳 様式例 1-2

<<下請負人に関する事項>>

会社名		契約営業所名	
契約営業所 代表者名			
住所 電話番号	〒 (Tel. - -)		
※主たる 営業所の名称		※主たる営業所の 代表者名	
※主たる 営業所の住所 電話番号	〒 (Tel. - -)		
※県内・県外 の別	県内 ・ 県外		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 至	年 月 日	契約日 年 月 日

※建設工事に該当しない委託業務の場合は以下記入不要

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日
		大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

※健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※外国人建設就労者の 従事状況(有無)	有 無	※外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ① 経歴年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、「行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ② 営業所の名称の欄について、元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

※ [外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]

- ① 「外国人建設就労者」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表)の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるものが、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ② 「外国人技能実習生」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※ [主たる営業所の記入要領]

- ① 建設業許可申請時に登録されている「主たる営業所」の名称、代表者、住所、電話番号を記載すること。
- ② 契約をした営業所(会社)が主たる営業所の場合は、記載を省略することができる。

※ [県内・県外の別の記入要領]

- ① 下請負人に関して、主たる営業所の所在地について「県内・県外」のいずれかに○印を付けること。
- ② 当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所(局)長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。
- ③ 「県外」の場合は、共通仕様書特記事項様式-1「県外下請負人・県外産資材の使用について」を添付すること。

《参考》

再下請負通知書 様式例 2-1

年 月 日

再下請負通知書

【報告下請負業者】

直近上位
注文者名 _____

住 所 _____

元請名称 _____

会社名 _____
代表者名 _____

《《自社に関する事項》》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 至	年 月 日	注文者との 契約日
		年 月 日	年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 _____ 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 _____ 号	年 月 日

※健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資 格 内 容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

※外国人建設就労者 の従事の状況(有無)	有 無	※外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	-------------------------	-----

《参考》

再下請負関係 様式例 2-2

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				契約営業所名				
契約営業所 代表者名								
住所 電話番号	〒 (Tel. - -)							
工事名称 及び 工事内容								
※主たる 営業所の名称				※主たる営業所の 代表者名				
※主たる 営業所の住所 電話番号	〒 (Tel. - -)							
※県内・県外 の別	県内 ・ 県外							
工期	自	年	月	日	契約日	年	月	日
	至	年	月	日				

※建設工事に該当しない委託業務の場合は以下記入不要

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日
		知事 一般		
工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日	
		知事 一般		

※健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

※外国人建設就労者 の従事状況(有無)	有 無	※外国人技能実習生の 従事状況(有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

(記入要領)

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配置状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すること。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 3 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
 - ① 経験年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

※ [健康保険等の加入状況の記入要領]

- ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、「行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
- ② 営業所の名称の欄について、元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称の欄には、請負契約に係る営業所について記載する。
- ③ 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
- ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。

※ [外国人建設就労者及び外国人技能実習生の従事の状況の記入要領]

- ① 「外国人建設就労者」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の五の表)の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるものが、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- ② 「外国人技能実習生」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)が、当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

※ [主たる営業所の記入要領]

- ① 建設業許可申請時に登録されている「主たる営業所」の名称、代表者、住所、電話番号を記載すること。
- ② 契約をした営業所(会社)が主たる営業所の場合は、記載を省略することができる。

※ [県内・県外の別の記入要領]

- ① 下請負人に関して、主たる営業所の所在地について「県内・県外」のいずれかに○印を付けること。
- ② 当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所(局)長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。
- ③ 「県外」の場合は、共通仕様書特記事項様式-1「県外下請負人・県外産資材の使用について」を添付すること。

■ 施工体制台帳等提出時チェックリスト（受注者用）

○下記の事由発生後、7日以内に提出が必要です。

- | |
|--|
| ① 下請け契約を締結したとき |
| ② 既提出済みの資料の記載内容に変更が生じたとき（※添付資料は変更に関する部分のみ提出） |
| ③ 追加の下請け契約を締結したとき |
| ④ 下請け契約を締結しないことを決定したとき（工事打合せ簿のみの提出） |

□提出時期	該当	非該当
書類提出日は事由発生後7日以内である（契約締結日等から7日以内の提出ということが確認できる） 【必須】	<input type="checkbox"/>	—

□提出書類	該当	非該当
1 施工体制台帳 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
2 再下請負通知書 【該当があれば必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 施工体系図 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
4 契約書、注文書・請書等（写し） 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
5 下請業者における主任技術者の直接的な雇用関係確認書類 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
6 下請業者における主任技術者の資格証または実務経験証明書（写し） 【必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 県外下請負人の使用について 【県外業者であれば必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□書類内容	該当	非該当
1 施工体制台帳		
【元請業者】		
主任技術者（監理技術者）が着手書類と同一である（変更の届等がある場合は変更書類と同一である）	<input type="checkbox"/>	—
現場代理人が着手書類と同一である（変更の届等がある場合は変更書類と同一である）	<input type="checkbox"/>	—
元請の施工範囲に直営施工部分が確認できる（すべての施工内容が下請の作業内容となっていない）	<input type="checkbox"/>	—
主たる部分を下請け業者に請け負わせてない	<input type="checkbox"/>	—
【下請業者（2次以降も含む）】		
すべての下請業者（2次以降も含む）について提出されている 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
土木一式・建築一式工事以外で、注文書が発注した許可業種の記載がある 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
（税込500万円未満は許可不要、複数の場合は主たる業種で記載（ただし500万円以上はすべて記載））		
許可業種が有効期限内である（通常は有効期限5年間） 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
社会保険に加入または適用除外であることが確認できる 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
主任技術者は当該工事の専任である 【税込3,500万円以上必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
主任技術者の資格が確認できる（技能検定2級の場合は3年以上の実務経験が必要） 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
「県外下請負人の使用について」が提出されている 【県外業者であれば必須】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 施工体系図		
すべての下請業者（2次以降も含む）の記載がある 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
施工体制台帳の記載内容との整合性がとれている 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
3 契約書、注文書・請書等（写し）		
注文書及び請書のいずれも提出がある 【注文書・請書提出の場合は必須】	<input type="checkbox"/>	—
契約期間は、提出の7日前から元請の受注工期内で設定されている 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
契約金額が明記されている 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
支払い方法が確認できる（現金・手形の別、前金払・部分払・完成払それぞれの率等） 【必須】	<input type="checkbox"/>	—
4 下請業者における主任技術者の直接的な雇用関係確認書類 【下記のいずれかひとつ必須】		
① 事業所名、氏名、生年月日の記載がある健康保険証の写しが添付されている	<input type="checkbox"/>	—
② 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しが添付されている		
③ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しが添付されている		
④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しが添付されている		
⑤ 直前の決算期における確定申告書（住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号のあるものに限る）		
⑥ 直前の決算期における青色申告決算報告書の写し（住所、氏名、生年月日、職業、屋号・雅号のあるものに限る）		
5 下請業者における現場代理人の直接的な雇用関係確認書類 【配置の場合は必須】		
前項目①～⑥のいずれかひとつが添付されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格等

◎・・・監理技術者となり得る国家資格等

○・・・主任技術者となり得る国家資格等

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	消	解
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工技士	◎				◎							◎																	
	2級建設機械施工技士（第一種～第六種）	◎				◎							◎																	
	1級土木施工管理技士	◎				◎							◎														◎			◎
	2級土木施工管理技士	種別 土木	◎				◎							◎														◎		◎
		種別 鋼構造物塗装 薬液注入																		◎								◎		
	1級建築施工管理技士	◎		◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎				◎
	2級建築施工管理技士	種別 建築	◎																											
		種別 躯体 仕上げ																												
	1級電気工事施工管理技士								◎																					
	2級電気工事施工管理技士								◎																					
1級管工事施工管理技士								◎																						
2級管工事施工管理技士								◎																						
1級造園施工管理技士																														
2級造園施工管理技士																														
建築士法 「建築士試験」	1級建築士		◎	◎				◎				◎	◎								◎									
	2級建築士		◎	◎				◎				◎	◎								◎									
	木造建築士			◎				◎				◎	◎								◎									
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理（建設）	◎				◎			◎			◎	◎													◎			◎	
	建設「鋼構造及びコンクリート」、総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎				◎			◎			◎	◎													◎			◎	
	農業「農業土木」、総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				◎			◎			◎	◎													◎			◎	
	電気電子・総合技術監理（電気電子）								◎													◎								
	機械・総合技術監理（機械）																					◎								
	機械「造船工」または「船工」、総合技術監理（機械「造船工」または「船工」）																					◎								
	上下水道・総合技術監理（上下水道）									◎																	◎	◎		
	上下水道「上水道及び工業用水道」、総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																										◎	◎		
	水産「水産土木」、総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				◎																								
	森林「林業」、総合技術監理（森林「林業」）																													
森林「森林土木」、総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				◎																									
衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																														
衛生工学「水質管理」、総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																														
衛生工学「廃棄物管理」、総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）																														
電気工事士法 「電気工事士試験」 （電気主任技術者試験等）	第1種電気工事士								◎																					
	第2種電気工事士《免状交付後の実務経験：3年》								◎																					
電気通信事業法 「電気通信主任技術者試験」	電気主任技術者（1種、2種、3種）《免状交付後の実務経験：5年》								◎																					
	電気通信主任技術者《資格者証交付後の実務経験：5年》								◎																					
水道法 「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者《免状交付後の実務経験：1年》								◎																					
消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士																													
	乙種																													
職業能力開発促進法 「技能検定」	建築大工			◎																										
	左官			◎																										
	とび・とび工					◎																								
	型枠施工・コンクリート圧送施工					◎																								
	ウェルポイント施工					◎																								
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									◎																				
	給排水衛生設備配管									◎																				
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									◎																				
	タイル張り・タイル張り工									◎																				
	瓦工・瓦工・れんが積み									◎																				
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工									◎																				
	石工・石材施工・石積み									◎																				
	鍛工（選択科目「製罐作業」又は「鋳造物鍛冶作業」）・製罐																													
	鍛製組立て・鍛製組立工（選択科目「鍛製組立作業」及び「鍛製組立て作業」）																													
	工場板金																													
	建築板金・板金工（選択科目「建築板金作業」）・板金（選択科目「建築板金作業」）									◎																				
	板金・板金工・打出し板金									◎																				
	かわらぶき・スレート施工									◎																				
	ガラス施工																													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																													
建築塗装・建築塗装工																														
金属塗装・金属塗装工																														
噴霧塗装																														
路面標示施工																														
量製作・量工																														
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・畳敷・畳巻・畳巻工																														
熱絶縁施工																														
建築製作・木工（選択科目「建築製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
造園																														
防水施工																														
さく井																														
その他	遊歩地すべり防止工事試験《試験合格後の実務経験：1年》					◎																					◎			
	基礎ぐい工事					◎																					◎			
	建築設備士 《資格取得後の実務経験：1年》									◎	◎																			
	登録計装試験 《試験合格後の実務経験：1年》									◎	◎																			
解体工事																													◎	

※検定区分2級の合格者は、合格後3年以上の実務経験が必要。